

保存版

なかアジェンダ 21

那珂市の環境を守る市民・事業者の行動計画

2017 版

なかアジェンダ 21 発行に際して

「なかアジェンダ21」発行に際しごあいさつ申し上げます。

私たちを取り巻く環境は、地球温暖化、大気汚染、生物多様性の危機といった地球規模の問題に加え、廃棄物の資源化、自然環境の保全など、様々な課題に直面しています。これらの環境問題に取り組むため、市では「第2次那珂市環境基本計画」を策定しました。この計画を確実に推進するためにも、なか環境市民会議の皆様には暮らしに関わる環境問題に関する調査、提案などを行っていただくなど、積極的な参画をお願いしているところです。

「なかアジェンダ21」は、なか環境市民会議の皆様からの、市民目線の「提言と実践」であり、身近な事柄で市民・事業者の皆様が手軽に取り組めるものですので、多くの皆様が取り組まれることをご期待申し上げます。

那珂市長 海 野 徹



平成 29 年 4 月 1 日

なか環境市民会議

◆「なかアジェンダ 21」の意味

アジェンダとは、「行動計画」、分かりやすく言うと、「今から取り組んでいくべき課題一覧」という意味です。アジェンダ 21とは、21世紀に向けた課題という意味です。アジェンダ 21は、1992 年のブラジル・リオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議」（地球サミットと呼ばれています）において採択されました。アジェンダ 21 は、世界が当面する環境と開発に関するあらゆる問題の解決に向け、課題ごとに、誰が何をどのような方法でいつまでに実施するのかを明確にした目標達成型の行動計画です。アジェンダ 21 で提起されている環境と開発に関する諸問題および解決策の多くは、地域的な解決に根ざしているため、世界中の各地域は、地方を意味するローカルを頭につけたローカルアジェンダ 21 を策定することが求められています。

「なかアジェンダ 21」は、このローカルアジェンダ 21 の那珂市版で、「那珂市が 21 世紀に取り組むべき環境行動計画」という意味です。

◆「なかアジェンダ 21」を市民・事業者の手で策定する理由

近年、地球環境の破壊が進み、その影響が顕著となっています。那珂市においても、ごみ問題、地球温暖化、生物多様性の喪失、防災減災、環境教育学習など、取り組まねばならぬ環境課題が山積しています。たとえば、地球温暖化の影響として、水戸市の地上年平均気温は、2015 年に観測を始めた 1897 年以降で、14.8℃と最も高くなりました。さらに昨年も同じ 14.8℃を記録しました。こうした地球規模での気温上昇が続いており、わたしたちが現在の生活レベルを維持するためこれからも環境破壊を続けていくと、2100 年には最大で 4.8℃上昇すると世界中のおおくの科学者や研究者は警告を発しています。異常気象による被害も出始めています。

こうした環境破壊を起こしているおもな原因は、何でしょうか。それは、物質的な豊かさや利便さを求めるわたしたちの生活や価値観そのものにあります。つまり、わたしたち市民・事業者は、環境問題について言えば、加害者でもあり、一人ひとりが当事者として環境問題と向き合うことが求められています。

また、わたしたちが現在の生活レベルを守りあるいはそれ以上のレベルを求めるためこれからも環境破壊を続けていくと、将来世代はわたしたちと同じような生活レベルを持続することができなくなります。わたしたちは将来世代に負の遺産を引き継ぐことになるのです。

そこで、市民・事業者がそれらのことを認識し持続可能な社会を構築する必要があります。そうした観点から、わたしたちが今とらねばならぬ環境行動、すなわち「なかアジェンダ 21」、の策定に市民・事業者自ら取り組む必要があるのです。

環境問題の解決は、行政だけに任せておけば済むことではないのです。地球サミットでローカルアジェンダ 21 の求められた視点は、地域社会を構成する広範な主体、市民・事業者、の参画と合意による行動計画の策定と過程です。したがって「なかアジェンダ 21」の策定は、これまでの自治体計画とは内容や策定方法が異なったものにならないのです。

◆なか環境市民会議が、「なかアジェンダ 21」を策定した経過

環境破壊に対するわたしたち市民・事業者の責務を自覚し、またローカルアジェンダの作成に求められている視点、さらに自立した市民活動団体をめざすこと、を考慮し、「なかアジェンダ 21」は、行政の手を借りずに、なか環境市民会議が策定しました。

なか環境市民会議は、お互いの思い、力などを結び付け、より行動しやすく社会への影響力も大きくしようと市

民・事業者が集まった団体です。さまざまな経験を持った人たちの集まりなので、広範にわたる議論ができます。

なか環境市民会議は、約2年間をかけて、5つの部会（資源・リサイクル部会、地球温暖化部会、自然環境部会、都市環境部会、環境学習部会）それぞれで、また一堂に会して、持続可能な社会の構築には、わたしたち一人ひとりが、それぞれの立場でライフスタイルや事業活動を見直し、自らの活動に環境配慮を取り入れるようになるためには、今どのような環境行動をとらねばならないか、幾度も議論を重ねました。また学習活動をおして、情報収集に努めました。

そうしてまとめたのがこの77の行動提案項目です。

◆「なかアジェンダ 21」は、那珂市環境基本計画とは車の両輪

那珂市環境基本計画は、行政の行動計画です。行政がどのような目標や基本方針でどういう施策に取り組むかを示した計画です。この計画は「那珂市環境基本条例」を受けて策定される計画です。現在、市は「第2次那珂市環境基本計画」（2013-2022）に取り組んでいます。

一方、「なかアジェンダ 21」は、市民・事業者の行動計画です。地球の環境を守り将来にわたって持続可能な社会をめざし、市民・事業者がどのような環境行動に取り組んだらよいか、その具体的な行動提案項目を定めた計画です。

環境の保全は、行政の施策の推進だけでなく、市民・事業者の主体的自主的な取り組みと相まって効率的かつ効果的になされるものです。したがって、二つの計画は、連携協力して進めるべきものであり、那珂市の環境を守るための車の両輪となるものです。

ローカルアジェンダ 21を策定済みの地方公共団体は、平成15年3月1日現在で、47都道府県、12政令都市、318市区町村です。県内では、7市3町1村です。ただし、登録されている大部分（県内ではすべてがそうです）は、ローカルアジェンダ 21ではなく、すでに策定済みの環境基本計画や各種行動計画などです。ローカルアジェンダ 21と呼べるものが策定されているのは、13市1区です。県内では、はじめてになります。なか環境市民会議が平成26年に発足してから約3年の期間を経て、市民の手によってつくられた市民の行動計画「なかアジェンダ 21」が完成したのです。このたびの策定がいかに意義あることがわかっていただけたと思います。

◆なか環境市民会議の今後の計画

市民・事業者のみなさんには、以上に述べた「なかアジェンダ 21」策定の理由や経過などをご理解いただき、77の行動提案項目について、時には家族や職場、地域で話し合ってくださいなどとして、実行できる項目から取り組んでいただきたいと思います。おひとりではむずかしいことも、力を合わせればできることがあります。

なか環境市民会議は、今後、講演会やフォーラム・シンポジウムや体験的イベントなどを開催して、みなさんの学習の機会を増やし、「なかアジェンダ 21」にかかわる普及啓発活動を行い、市民・事業者のみなさんがよりおおくの項目を実行できるよう進めていく計画です。この取り組みにあたり、地区まちづくり委員会や自治会組織のご協力を頂きながら進めたいと思います。また、今回策定した「なかアジェンダ 21」については、必要に応じて、市民・事業者のみなさんのご意見を見直しに反映させながら進めます。

なか環境市民会議は、誰もが住んでよかったといえるような環境のまちづくりをめざし、市民・事業者と行政の間の協働とパートナーシップを大切にし、誰もが参加でき、参加者の想いを活かし、活動を通して人の輪を広げ、活動結果をみんなで振り返るようなグループづくりをめざします。

なか環境市民会議

海野 宏幸（会長、杉）

菊池 義（前副会長、中里）

江田 京子（前副会長、菅谷）

石川 利秋（副会長、菅谷）

佐藤 米子（副会長、古徳）

関 武紘（資源リサイクル部会・部会長、額田東郷）

間宮 君枝（同副部会長、飯田）

秋本 直子（地球温暖化部会・部会長、瓜連）

片岡 裕（同副部会長、南酒出）

市野沢 伊司（自然環境部会・部会長、瓜連）

坂場 實（前同副部会長、東木倉）

岡村 光雄（同副部会長、平野）

松本 次雄（同副部会長、菅谷）

磯崎 弘郎（都市環境部会・部会長、菅谷）

植田 泰史（同副部会長、西木倉）

勝井 明憲（環境学習部会・部会長、津田;なか環境市民会議アドバイザー）

ト部 一弘（同副部会長、菅谷）

（本件問い合わせ先： 海野 宏幸 杉 597 ☎298-1614）

この冊子は、『公益信託「エコーいばらき」環境保全基金』の助成により発行しました。

1. ごみの発生・排出を減らし、リユースやリサイクルに取り組む暮らしをめざします

	行動提案
1	コンポストなどを利用することにより、ごみの減量化と生ごみのリサイクルに取り組みます。また、コンポストなどの有効な使い方などについて講習会を企画し、市と協働で、実施します。
2	日常生活では布巾を使い、キッチンペーパーやティッシュペーパーの使用量を減らします。
3	ばら売りやばかり売り、少量買いのできる店を利用し、ごみの発生を減らします。
4	買った食品は使い切り、食べ残しせず、生ごみは水を切ってから排出します。
5	過度な浪費をつつしみ、買い物でごみ社会を変えるグリーン・コンシューマー（環境保護に配慮する消費者）をめざします。
6	燃えるごみの中に資源となる紙ごみを入れず、分別を徹底します。
7	ペットボトルの分別を徹底するとともに、キャップのリサイクルを進めます。また、ペットボトルの利用をできるだけ減らし、水筒を利用します。
8	古自転車や古着・古布は、粗大ごみや燃えるごみに出さず、「那珂市リサイクルセンター」をとおして、リユースやリサイクルに努めます。
9	買い物には必ず「マイバック」を持参します。
10	ごみの減量化と不用品のリユースのため、「もったいない市」「もったいないフェア」などのもったいない運動を立ち上げます。
11	子育て世代の経済的負担を軽減するため、絵本や子供服など「子育てグッズ」のリユースや、リユースフェアの開催に協力します。
12	大宮地方環境整備組合（環境センター）などを見学し、市のごみ処理・廃棄の現状を学ぶとともに、ごみの排出について地域や職場、家族で話し合います。
13	不法投棄や、たばこ、空き缶などの車中からのポイ捨てはしません。不法投棄を発見した場合、発見日時や場所などを、環境課（029-298-1111）または、「不法投棄 100 番」（0120-536-380）へ、休日・夜間は那珂警察署に通報します。
14	リユース、リサイクルのできない家電や家具、その他日用品、事務用品などの廃棄物は、市の定める方法にしたがい、粗大ごみとして処理します。処理できないごみは、購入店、販売店または専門の業者に依頼します。
15	遊休地の所有者は、廃棄物を不法投棄されたり、建設残土などを埋め立てられたりすることがないように、適正に管理します。
16	「ごみ排出の問題」は、わたしたちの生活スタイルにもおおきな原因があるという反省にたち、なか環境市民会議などの市民団体が行う実践活動に積極的に参加します。

2. 地球温暖化防止は、未来の子らへの贈り物。まず、できるところから行動を！

17	エコドライブを心がけます。そのため、経済速度で走行する、急発進・急加速・急ブレーキをしない、アイドリングを止める、不要な荷物はおろす、タイヤの空気圧など日常の点検整備を励行する、エアコンの温度と風量をこまめに調整するなど、を行います
18	健康を兼ねて、少しの距離は車に乗らず、徒歩か自転車を利用します。
19	公共交通機関や、「ひまわりバス」「ひまわりタクシー」を利用しその普及を進めます。
20	車に乗らない日「ノーマイカーデー」をもうけます。
21	車を購入する時には、軽自動車やハイブリッドカー、電気自動車などのエコカーを検討します。
22	エアコンの設定温度を、冷房時には1℃上げ、暖房時には1℃下げます。さらに、扇風機を併用します。
23	冷蔵庫の開閉の回数や時間を減らします。食品を詰め込みすぎないようにします。また冷蔵庫を壁から離します。
24	白熱電球は、蛍光灯やLEDに取り換えます。必要のない照明はこまめに消します。
25	テレビのつけっぱなしは止めます。画面はよく清掃するとともに、明るさを最適にします。省エネモードにします。また、1日1時間テレビ利用を減らします。
26	家電製品は、主電源を切る、長時間使用しない時はプラグを抜くなど、待機電力を削減します。
27	家電製品は、購入の必要性を十分に考慮します。環境負荷が小さい省エネタイプの製品機器やサービスの提供に努める事業者から優先して購入します。
28	温水暖房便座の設定温度を下げます。使わない時はふたを閉めます。
29	炊飯器の保温機能は使わないようにします。
30	シャワーの使用を減らします。家族全員が1回1分減らすことをめざします。流しっぱなしにせず、できれば、節水タイプのシャワーヘッドに取り換えます。
31	風呂は、できるだけ家族が続けて入浴します。
32	風呂の残り湯は洗濯などに使い回します。また雨水は、花壇の水遣りなどに利用します。
33	食器や鍋などの汚れはふき取ってから洗います。
34	夜更かしをしない、家族はなるべく同じ部屋で過ごすなど、エネルギー消費の少ない生活スタイルへ変えていくよう努めます。
35	生産や輸送にかかわるエネルギーの節約のため、野菜・果物などは、なるべく市内で生産された旬のものを市内で消費する「地産地消」に努めます。
36	太陽光発電などの再生可能エネルギーや、太陽熱温水器、地中熱の利用をとり入れることを検討します。
37	自宅や事業所で、グリーンカーテンや屋上緑化に取り組みます。
38	夏至と七夕の日のライトダウンキャンペーンに積極的に取り組みます。
39	事業所は、「エコアクション 21」や茨城エコ事業所の認証登録などに取り組み、環境に配慮した事業活動を積極的に展開します。
40	事業所は、「省エネ診断」などを積極的に活用し、事業活動での環境負荷の把握および低減に努めます。

3. 生物多様性が保全された、ひとと自然がふれあえるまちづくりをめざそう

41	自然保護団体などが主催する自然観察会や体験学習、講演会など様々な活動に参加し自然保護に対する知識を深めます。
42	青少年がいる家族は、市内の森林や公園などでの自然体験やキャンプに取り組み、自然の中での親子のふれ合いを持つとともに、自然や自然とのかかわり方などについて話し合い、子どもたちの自然に対する感性や環境を大切にする心を育てます。
43	生物とふれあい、その生息環境を身近で観察し学ぶことのできるよう家庭菜園やベランダ/学校/園庭ビオトープづくりに取り組み、ひとと自然とのつながりや共生について考え理解を深めます。
44	市内における動植物の生息状況の調査結果に関心を持ち、絶滅の恐れのある動植物の保護に努めます。
45	外来種の動植物について理解を深め、在来種の生態系を守ります。
46	多様な生物が生息する本来の生態系を取り戻すため、化学肥料や農薬の使用を抑える「環境保全型農業」に取り組みます。
47	田畑の耕作放棄地を作らないよう努めます。また、耕作放棄地の再生と活用に関心を持ちます。
48	スギなどの人工林や、雑木林、竹林の役割について学び、その保全活動や景観形成のための活動に参加します。
49	荒廃した里山を整備して本来の姿であった美しい里山に戻し次の世代に引き継ぐため、まず里山の現状を調査します。
50	ため池(調整池を含む)やその周辺の環境や保全状況に関心を持ち、かけがいのない地域資源として、ため池の持つ多面的機能を保全・管理・活用するための取り組みに協力します。
51	市内にある湧水地を調査し、その活用について話し合います。

4. パートナーシップで地域内の活動力を高め、安全安心で住みよいまちづくりをめざそう

52	ひとりで家族、仲間地域で、五感を開いて歩いたり地図を片手に歩いたりなど、様々なまち歩き視点や方法で、市内を歩いてみます。地域における環境課題を見つけ、話し合います。
53	自らの意志で主体的に災害に備える意識を持ちます。そのため、日頃からハザードマップなど市や自治会などからの防災減災にかかわるリスク情報をもとに、防災減災知識の習得に努めるとともに、身の回りの危険箇所や周囲の脆弱箇所、避難場所への道筋/方法を把握します。
54*	8 地区まちづくり委員会・69 自治会組織、事業者、住民および行政などが連携して、地域における防災減災に関するリスク情報を横断的に整理共有し、都市計画の基礎情報の一つとして位置付け、共有活用して安全安心なまちづくりに取り組みます。
55*	安全・安心なまちづくりを推進する機運を普及向上させるため、「安全・安心なまちづくりの日」を地区ごとに制定し、地区住民の防災減災に関する意識と理解を深めます。
56*	安全で安心できる生活環境を実現するため、地域や地域環境の実情に合わせ、地区住民が中心となり、行政、学校、警察、消防署、事業者などと連携しながら、地域が一体となって取り組む「地域安全安心活動」に取り組みます。
57	地域コミュニティの一員として、地域を見守る機会を増やすため、あいさつや声かけ運動散歩、買い物時のパトロールなど地域のなかでのちょっとしたコミュニケーションや活動の励行を行い、不審者を近付けにくくします。
58	防犯性の高い建物部品（錠、ドア、窓格子、シャッター、監視カメラなど）を取り付けます。
59*	空き地や空き家の所有者は、管理を徹底します。地区は、空き地や空き家の利活用などの対策を所有者に提案します。
60*	年 2 回の「一斉清掃」に加えて、常磐高速自動車道側道の他、市道などの不法投棄ごみの回収に取り組み、不法投棄されないまちづくりをめざします。なお、そのさいの清掃活動の詳細については、必要に応じて、8 地区まちづくり委員会・69 自治会組織が話し合いで計画し行政とともに実施します。
61*	みどり豊かなまちづくりをめざし、地域内の緑化活動に協力します。
62*	幼児から大学生までが環境を学べる場として、地域ごとに「こどもエコクラブ」や「青少年エコクラブ」などをつくることに取り組むとともに、その活動を支援します。
63*	子どもたちとともに、地域内の自然、伝統文化、歴史マップを作り、その活用を図ります。
64*	地域（8 地区まちづくり委員会と 69 自治会組織）が一体となり都市環境浄化活動を促進します。見守り隊（仮称）をつくり、①信号機の地名や交通標識板に間違った文字名称はないか、②不適切な各種団体ののぼり旗、捨て看板はないか、③地名や地区名に不適切な表示板はないか、④案内板に不適切な地名、施設名などはないか、⑤名勝地の文字表示に不統一はないか、⑥通行に危険な市道はないか、⑦通学路の登下校時に危険な箇所はないか、⑧歩行者優先道路は整備されているか、を調査し行政に報告連絡し改善を要望します。
65*	野焼きを発見した場合、発見日時や場所などを、環境課（029-298-1111）、休日・夜間は消防（029-295-2111）に通報します。野焼きの防止のため、地域が独自に広報活動などを展開します。
66*	有害鳥獣による被害をなくするため、有害鳥獣が農地や集落近くに定着しにくい環境を作るよう努めます。
67	飼い犬の散歩中の糞は、飼い主が必ず持ち帰るとともに、尿は水で洗い流し後始末を徹底します。糞を道路脇、側溝、草むらや他人の土地に放置したり捨てたりは絶対にしません。また飼い猫を識別するため、名札等身元がわかるものを装着します。
68	住宅の新築・改築の際には、「エコ住宅」「省エネ住宅」、また雨水タンクの設置を検討します。
69	受動喫煙を防止するため、学校など、子どもたちやひとが多く集まる公共施設の周辺では、車中を含め、喫煙しないようにします。

*印を付けた項目は、地域・地区をとおして行動します。

5. 体験学習をととして環境行動を育み、かけがいのない地球環境を未来へつなげよう

70	市民団体や事業所、市などが実施する環境教育に関する講演会、学習会、講習会などへ積極的に参加し、環境の現状を把握し、自らの行動に反映させます。
71	さまざまな体験的な環境学習の機会を増やして、将来世代が持続可能な社会の実現に向けた課題を見出しその解決策を考え行動につなげる力を養います。
72	3R、CO2削減、生物多様性保全の推進などの環境に関連したイベントの開催を、市民・市民団体・事業者が中心となって企画し、市との協働により、取り組みます。
73	市民活動団体などが企画主催する、廃校など（旧戸多小学校、しどりの湯など）を利用した農業体験型宿泊学習に参加します。そうした体験をととして、倭文織りの普及や耕作放棄地の解消の方策などについて考え関心を深めます。
74	国土交通省関東整備局常陸河川国道事務所が例年実施する水質検査の結果を監視するとともに、同事務所の実施する「水生生物による水質調査」に参加し、わたしたちの水道水である久慈川の水の大切さを体感するとともに、環境問題への関心を深める機会にします。
75	市内の小学生が、コメ作り体験をととして、食文化やその安全性、地産地消さらに生物多様性などについて学ぶ体験型学習の実践を地域で支援します。
76	事業所は、従業員へ環境教育を行い、職場における環境負荷の低減に努めます。また、その取り組みを、職場のみならず、家庭や地域における取組みにつなげます。
77	事業所は、環境保全の取り組みについて積極的に発信するとともに、地域における環境保全活動への参加や支援を行います。また、環境に配慮した工場などの見学などの体験の機会の場を提供します。

